

## 松江市再生可能エネルギービジョン策定支援業務委託 優先交渉権者選定方法について

松江市が実施する「松江市再生可能エネルギービジョン策定支援業務委託プロポーザル」における優先交渉権者の選定は、下記に掲げる方法による。

### 記

#### 1 審査委員会

- (1) 提出された提案書等の審査は、松江市再生可能エネルギービジョン策定支援業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が実施する。
- (2) 審査委員会は、提出された提案書等を「松江市再生可能エネルギービジョン策定支援業務委託プロポーザル審査基準」に基づき審査し、優先交渉権者と時点の交渉権者を選定する。

#### 2 優先交渉権者の選定方法

- (1) 優先交渉権者の選定は、提出された提案書等の審査結果及び提案者による提案内容のプレゼンテーション結果等から行う。
- (2) 提案書の内容が「松江市再生可能エネルギービジョン策定支援業務委託 仕様書」及び「松江市再生可能エネルギービジョン策定支援業務委託プロポーザル募集要項」の要求項目を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには「採点に係る点数配分表」に記載する各項目の配点内で、提案内容の評価に応じて「企画点」（80点満点）を与える。
- (3) 評価点（企画点と価格点の合計：100点満点）の上位3位までの点数を獲得したものについて、審査委員ごとに1位5点、2位3点、3位1点を順位点として配点し、順位点の合計が最も高い提案者を第一優先交渉権者とする。次点は第二優先交渉権者とする。
- (4) 順位点の合計が同点の場合は、審査委員会の各委員の合議により決定するものとする。
- (5) 評価点が満点（100点）の6割（60点）に満たない場合は優先交渉権者として選定しない。

松江市再生可能エネルギービジョン策定支援業務委託 プロポーザル審査基準

分類	配点	審査項目		審査の視点
業務理解	10	(1)	ビジョン策定にあたっての基本的な考え方	仕様書及び参考資料「策定における基本的な考え方」を理解した考え方が示されているか。
提案内容	55	(1)	ビジョン作成段階において市民や事業者等の意見を取り入れることについての考え方及び具体的手法	市民の意見を取り入れるための具体的な手法が提案されているか。
				事業者等の意見を取り入れるための具体的な手法が提案されているか。
		(2)	ビジョン作成支援及び検討委員会運営支援についての考え方及び具体的手法	ビジョン作成支援について、関連する各種計画との整合及び前提となるビジョンの構成に沿った考え方や具体的な手法が提案されているか。 ビジョン検討委員会の運営支援について、実施体制や具体的な手法が提案されているか。
(3)	ビジョン及び同概要版のデザインとレイアウト	読みやすく、わかりやすいデザイン及びレイアウトが提案されているか。		
		概要版は、ビジョンの内容を簡潔にわかりやすく広報媒体等に掲載できる規格等が提案されているか。		
業務遂行能力	10	(1)	類似業務受託実績	類似業務の実績はどの程度あるか。
		(2)	業務実施体制	業務遂行にかかる体制が十分に整っているか。
プレゼンテーション	5	(1)	プレゼンテーションの内容が明確かつ簡潔なものか。	
<b>企画点（合計）</b>	<b>80</b>			
価格	20	(1)	見積額	・本業務委託に係るすべての見積額の総額から評価する
<b>価格点</b>	<b>20</b>			
<b>合計</b>	<b>100</b>			